

第8 意見

本監査を通じ、会議体の設置、運営に関して検討を望みたい課題が見受けられたので、次のとおり意見を述べる。

今回の監査において、次のとおり、区として早急な検証、検討が必要と思われる点がいくつか見られた。

一点目は、附属機関ではないその他の会議体の設置に課題が見られたことである。

今回の監査において、附属機関ではないにもかかわらず、会議体の所掌事項を「区長の諮問に基づき、審査、調査を行う」とする要綱を定めていたものが見られた。また、所掌事項を「区の方針又は計画の策定に関すること」と定めるなど、一見すると附属機関が担うべき役割ではないかと思われる内容を要綱に定めている会議体も見られた。

その他の会議体が附属機関の役割を担っていないか、また、このことが区民に誤解を与えることなく、要綱上も整理されているかという視点からの検証が必要である。

二点目は、会議体等の運営にあたり検討を要する点が散見されたことである。

委員の通算の在任期間については、文書保存期間が過ぎたという理由で在任期間を把握していない所管があったり、一人の委員が他のいくつかの会議体等を兼任しているかについては、約2割の所管が委員の兼任状況を把握していなかった。会議運営上の情報の適正な把握、管理に欠ける状況である。

また、会議録については、会議録そのものを作成していない会議体等があったり、作成はしているものの区民が自由に閲覧できる状況となっていない会議体等が見られた。会議の記録のあり方と区民への情報提供という点からの整理も求められる。

三点目は、所管の制度認識に疑問があったことである。

今回監査に係る調査において、附属機関とその他の会議体を明確に区分することなく、その他の会議体の役割を審査、調査であると、あたかも附属機関のごとく説明する所管がいくつか見られた。所管が会議体等の法的な性格を認識しているかという点においても不十分さが見て取れた。

今回監査において明らかとなったこれらの点を含め、会議体等の設置運営について、幅広い視点からの検証、検討を行われたい。

これらの点の根本には、次の問題があると考える。

それは、附属機関及びその他の会議体の設置、運営に関する考え方などをまとめた指針が不在なことである。

区民、地域団体代表、学識経験者が直接、間接に区の施策に関与する会議体等については、行政上の課題対応手法としてその重要度は増している。

他方、昨今の裁判においては、法律又は条例によらず附属機関に該当する会議体を設置したこと及びその委員への報償費の支出を違法とした例もある。

適法に会議体等を設置し、それを適正に運営していくことが、今まで以上に求められている。

現在、区では会議体等の設置、運営にあたっての統一的な指針がなく、各所管が独自に取り組んでいる状況である。

その結果、全体の統一性を欠くのみならず、各会議体等が最低限守るべき基準が不明確となり、各所管の制度認識の不足とも相まって、会議体等に関する区民への情報提供のあり方に差違が生じたり、本来は附属機関が担うべき内容を附属機関ではない会議体に担わせるなどの不適切な制度管理につながるものが危惧される。

他の自治体においては、指針等を作成し、守るべき基準を明確にして会議体等を設置し、運営を図っているところも見られる。

区としての会議体等の設置、運営に関する基準を定め、それに基づき、より適切な制度管理、運営を行うことを検討されたい。

区民生活を取り巻く課題は多様化し、行政の対応も多岐にわたるとともに、複雑化、専門化している。区の実態に対し、区民の目線で意見交換を行ったり、専門的な観点から見解を示す会議体等は、今後その役割がますます高まっていく。

会議体等の設置、運営について再度検証し、より透明性が高く、効果的な制度運営を行っていくことを期待する。